

平成25年2月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成25年度当初予算関係)

警察本部

*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成25年2月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成25年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表)	1
		会計課	2~19
			20~21
			22
2 歳入歳出事項別明細書		23~28	
3 節の明細			
4 債務負担行為に関する調書			

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第58号	鳥取県警察職員定員条例の一部改正について	警務課	29~30
議案第59号	鳥取県警察手数料条例の一部改正について	生活環境課	31~42

議案説明資料総括表

警察本部 (単位：千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	16,559,450	16,298,052	261,398	350,343	283,000	<使用料及び手数料> 714,692 <財産収入> 48,900 <繰入金> 53,320 <諸収入> 98,569	15,010,626	
合計	16,559,450	16,298,052	261,398	350,343	<256,000> 283,000	915,481	15,010,626	県費負担 15,266,626

説明

県警察では、安全で安心な鳥取県をめざして、必要な取組みを緊急かつ重点的に推進する。

1 犯罪抑止等のための総合対策の推進

- ・学校等における児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止防の支援を行うスクールサポーターの継続配置及び2名増員による充実強化（9名）
- ・交番機能の強化を図るための交番相談員の継続配置（32名）
- ・警察安全相談システムを活用したDV、ストーカー、悪質商法等の相談に対して迅速・的確に対応するための警察安全相談員の継続配置（9名）

2 重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進

- ・重要犯罪等の犯人を迅速・確実に検挙するため、可搬型初動捜査支援システム及び簡易設置型監視カメラを整備
- ・検視支援システム及び死後画像検査による重要犯罪の確実な捜査を推進
- ・県民の安全で平穏な生活を確保するための鳥取県暴力団排除条例の効果的運用

3 交通死亡事故抑止に向けた総合対策の推進

- ・高齢者に対する交通安全講習等を行うためのシルバー・セイフティ・インストラクターの継続配置（3名）
- ・信号機の新設・改良その他道路標識・標示など交通安全施設の整備拡充

4 テロの未然防止と緊急事態対策の推進

- ・「第64回全国植樹祭鳥取大会」の開催に伴う大会の円滑な実施等警備諸対策の推進
- ・災害に係る危機管理体制の再構築のための職員の参集システム、救出救助用装備資機材等の整備

5 警察活動基盤の充実強化

- ・ヘリコプターテレビシステムの更新
- ・犯罪被害者民間支援団体への継続支援

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

総負担額は起債欄〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

1 項 警察管理費

会計課 (内線: 8502)

2 目 警察本部費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
安全安心対策事業	89,818	85,274	4,544			<雑入> 384	89,434	
トータルコスト	111,267千円 (前年度: 106,998千円) [正職員: 2.7人 非常勤職員: 41.0人]							
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による地理案内等警察官の業務補完、非常勤職員による少年健全育成と安全確保の活動							

事業内容の説明

○スクールサポーターの配置 9名 (継続7名+増員2名) 19,594千円

1 事業概要

学校等における児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止教室の支援、少年の非行防止・立ち直り支援等を行うため、スクールサポーター(非常勤職員)を7名を配置しているところである。
また、最近のいじめ問題や校内暴力など、学校や児童生徒を取り巻く環境が多様化、複雑化しているため、学校・警察連絡制度を拡充(平成25年3月運用開始予定)することとしている。学校・警察連絡制度の拡充をはじめ、いじめ問題に的確な対応を図るため、中部地区と西部地区に各1名ずつ増員し、少年の健全育成等の更なる充実を図る。

2 事業計画等

(1) スクールサポーターの任務

区 分	主 な 任 務
少年の非行防止・立ち直り支援等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校への訪問活動による非行、いじめ及び校内暴力事案等に対する指導、助言 ○ 教職員等と連携した街頭補導活動 ○ 少年のたまり場への管理者対策、有害環境浄化活動
学校等における児童等の安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者の侵入を防止するための学校施設や対応要領等の点検 ○ 教職員等と連携した通学路等における合同パトロール
非行・犯罪被害防止教育の支援等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等において行う非行・犯罪被害防止教室や薬物乱用防止教室の指導及び支援 ○ 学校への不審者侵入時の防犯訓練の指導及び助言
地域安全情報等の把握と提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、PTA及び地域住民等との地域安全情報共有化のためのネットワーク構築の支援 ○ 学校周辺における不審者情報等の把握と提供 ○ 非行等に関する情報の把握と学校、警察への提供

(2) スクールサポーターの配置状況

区 分	東 部	中 部	西 部	計
平成18～19年度	1人	1人	1人	3人
平成20～23年度	2人	1人	2人	5人
平成24年度	3人	1人	3人	7人
平成25年度	3人	2人	4人	9人

○交番相談員の配置 32名 70,224千円

1 事業概要

「交番勤務員の不在時間解消」と「パトロールの強化」という住民の要望に応えるために県下全16交番に2名ずつ交番相談員(非常勤職員)を設置し、交番を訪れる住民の要望に応えるとともに、交番機能の強化を図る。

2 事業計画等

交番相談員は、勤務時間中は交番に常駐し、地理案内、各種届の受理等交番勤務の警察官の業務を補完する。
所属別配置状況

区 分	鳥取署	倉吉署	米子署	境港署	計
交 番 数	6交番	3交番	6交番	1交番	16交番
相談員数	12人	6人	12人	2人	32人

平成25年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

会計課 (内線: 8502)

3目 警察施設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
① 東部運転免許センター庁舎移転整備事業	500	0	500				500	
トータルコスト	9,238千円 (前年度 0千円) [正職員: 1.1人]							
主な業務内容	企画調整、調査							

事業内容の説明

1 事業概要

東部運転免許センターは、交通総合センターの1階及び2階の一部を使用し、運転免許の更新等の運転免許業務を行っているが、更新手続に使用しているスペースの狭隘が問題となっていることから、移転候補地の選定など必要な調査を行う。

<問題点>

- (1) 待合い、受付及び申請者記載スペースの狭隘や講習室、駐車スペースが不足している。
- (2) 運転免許更新時の適性検査に使用する専用の適性検査室がなく、待合スペースに視力等の検査機器を設置し検査を行っており、個人情報、プライバシー等が確保されていない状態である。
- (3) 空調設備は、昭和52年10月の建築時に設置されたものであり、設置後35年が経過し、故障が頻発している。また、当該設備は冷房にフロン22（フロンガス）を使用するものであるが、フロン22は2020年で供給されなくなる。
改修する場合、多額の改修費用がかかる。

2 施設の状況

所在地: 鳥取市千代水二丁目8

敷地面積: 5,264㎡

区分	建築年月日	面積 (㎡)	構造
庁舎	S52.10.31	1,657	RC-3
車庫	S52.10.31	215	RC-1
自転車置場	H20.3.31改修	22	S-1
プロパン庫ほか	S52.10.31	18	CB-1

3 現況写真



平成25年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

2項 警察活動費

会計課 (内線: 8502)

3目 交通指導取締費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
交通安全施設整備費(信号機等整備事業)	1,218,916	1,135,649	83,267	178,565	<128,000> 155,000	<繰入金> 53,320	832,031	県費負担 960,031
トータルコスト	1,358,730千円 (前年度 1,272,431千円) [正職員: 17.6人]							
主な業務内容	企画・管理、地元説明・調整、工事発注・管理、関係機関との調整							

事業内容の説明 【「鳥取県地域の元気・公共投資臨時基金」充当事業】

1 事業概要

交通の安全確保及び円滑化のため、交通管制、信号機、道路標識及び道路標示等交通安全施設を整備するとともに既設安全施設の維持管理に要する経費

2 事業計画

(単位: 千円)

区 分		補助事業	単独事業	計	備 考
工 事 費	交通管制	117,228	10,093	127,321	信号制御下位装置更新 集中制御機更新14基 情報収集装置3式
	信号機	117,314	116,786	234,100	信号機新設12基
	道路標識、道路標示	85,204	368,126	453,330	山陰道・駒馳山バスの 可変標識
調査費・事務費		6,150	5,043	11,193	
交通管制システム サーバリース料		31,234	4,160	35,394	上位装置
維持保守費			357,578	357,578	
計		357,130	861,786	1,218,916	※継ぎ足しは単独事業に含む

<信号機新設箇所>

設置箇所(交差点名)	路線名	信号機種別
岩美郡岩美町本庄(岩美IC)	国道9号駒馳山バス	全感応式
岩美郡岩美町本庄(岩美IC入口)	国道9号駒馳山バス連絡道路	半感応式
岩美郡岩美町岩本(岩美インター線入口)	国道178号	半感応式
鳥取市嶋(鳥取空港IC)	国道9号(鳥取西道路)	全感応式
鳥取市嶋(嶋入口)	主要地方道鳥取河原用瀬線	半感応式
鳥取市桜谷(さくら幼稚園入口)	県道奥谷正蓮寺線	押ボタン式
鳥取市若葉台北六丁目(鳥取環境大学入口)	市道津ノ井ニュータウン線	半感応式
鳥取市祢宜谷(祢宜谷バス停先)	国道29号	押ボタン式
倉吉市上米積(上米積バス停先)	主要地方道倉吉赤碕中山線	押ボタン式
米子市河崎(河崎小学校前)	市道弓ヶ浜中央線	押ボタン式
西伯郡南部町阿賀(南部バス南入口)	国道180号南部バス	定周期式
西伯郡南部町境(法勝寺川橋梁)	国道180号南部バス	半感応式

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

総負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

1目 公安委員会費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公安委員会 運営費	12,533	12,736	△203			<手数料> 5,132 <雑入> 20	7,381	
トータルコスト	50,664千円 (前年度 54,575千円) [正職員: 4.8人 非常勤職員: 2.0人]							
主な業務内容	公安委員会の庶務、会議録整理、苦情への対応、意見の聴取、自動車運転免許・許認可事務等に係る行政処分事務							
説 明								千円
1 公安委員会運営に要する経費 ・公安委員(3人)に係る報酬等								7,381
2 公安委員会が行う行政処分の実施に要する経費 ・非常勤職員(2人)に係る報酬、公安委員会が行う運転免許、風俗営業、警備業関係の行政処分に要する経費								5,152
	計							12,533
安全運転講習費	153,488	155,937	△2,449			<手数料> 153,488		
トータルコスト	182,086千円 (前年度 184,903千円) [正職員: 3.6人]							
主な業務内容	各講習委託先との調整、委託業務の監督、講習実施、講習委託契約・物品購入							
説 明								千円
1 運転免許の停止・保留を受けた者等に対する講習に要する経費 ・行政処分者講習委託料等 委託期間 平成25年4月1日から平成27年3月31日の間 (平成24年度11月補正: 債務負担行為設定済)								35,881
2 安全運転管理者講習に要する経費 ・安全運転管理者講習委託料 委託期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日の間 (平成23年度11月補正: 債務負担行為設定済)								5,232
3 運転免許証更新時講習に要する経費 ・更新時講習委託料、講習用テキスト等 委託期間 平成25年4月1日から平成27年3月31日の間 (平成24年度11月補正: 債務負担行為設定済)								44,980
4 指定自動車教習所指導員等講習に要する経費 ・指導員検定員等講習委託料等								2,018
5 取消処分者講習等に要する経費 ・取消処分者講習通知経費等								312
6 取得時講習に要する経費 ・取得時講習委託料								4,212
7 高齢者講習に要する経費 ・高齢者講習委託料等								60,853
	計							153,488
許認可取扱費	4,827	5,770	△943			<手数料> 4,827		
トータルコスト	42,164千円 (前年度 43,586千円) [正職員: 4.7人]							
主な業務内容	古物・質屋・風俗・警備業等営業許可申請の審査、銃砲刀剣類・火薬類所持等申請の審査、猟銃等取扱講習会・警備業講習会の開催							
説 明								千円
各種営業許可、銃砲所持許可、火薬類運搬証明等許可事務に要する経費 ・警備員指導教育責任者講習部外講師謝金等 ・猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習委託料等								4,827

平成25年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

2目 警察本部費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
警察職員費	429,877	427,165	2,712			<雑入> 22,771	407,106		
トータルコスト	580,813千円 (前年度 580,844千円) [正職員: 19.0人 非常勤職員: 5.0人]								
主な業務内容	本部庁舎受付・宿日直業務、制服・装備品・けん銃弾薬の購入・貸与、報道機関との連絡調整、音楽隊演奏活動、警察航空隊の運営、警察用車両の車検・定期検査、警察本部庁舎管理								
説明								千円	
1 警察職員の設置に伴う経費	・非常勤職員(2人)に係る報酬、駐在所報償費及び各警察署等光熱水費等							272,419	
2 警察職員の被服調整に要する経費	・警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例に基づいて支給する被服の購入費等							89,425	
3 警察広報活動に要する経費	・非常勤職員(1人)に係る報酬等							3,184	
4 警察音楽隊の運営に要する経費	・ふれあいコンサート開催、楽器の更新に係る経費等							3,051	
5 警察航空隊の管理運営に要する経費	・警察航空隊舎の光熱水費、航空隊員の資格講習受講経費等							3,027	
6 自動車整備工場に要する経費	・非常勤職員(2人)に係る報酬、警察車両の重量税、自動車損害賠償責任保険料等							15,408	
7 警察本部庁舎維持管理に要する経費	・警察本部庁舎に係る光熱水費、通信機器リース料等							43,363	
	計							429,877	
警察証明事務取扱費	33,250	39,830	△6,580			<手数料> 33,250			
トータルコスト	163,532千円 (前年度 171,784千円) [正職員: 16.4人]								
主な業務内容	証明申請の受理、審査、証明書の発行								
説明								千円	
自動車保管場所証明等警察証明事務に要する経費	・自動車保管場所証明現地調査事務委託料 委託期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日の間 (平成23年度11月補正: 債務負担行為設定済)							33,250	

平成25年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線 : 8502)
(単位 : 千円)

2目 警察本部費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
電子計算組織運営費	148,734	176,677	△27,943				148,734	
トータルコスト	295,698千円 (前年度 333,574千円) [正職員 : 18.5人]							
主な業務内容	電子計算機器の操作及び操作方法の指導、障害対応、システム開発、機器設置作業、犯罪経歴の登録、データ照会への回答							
説 明								千円
1 電子計算組織の運営に要する経費								60,270
・電子計算機のリース料等								
2 鳥取県警察統合情報通信ネットワークの運営に要する経費								88,464
・交番、駐在所等のインフラ再構築								
・鳥取県警察情報通信ネットワーク端末のリース料等								
・警察安全相談システム保守委託料								
・訓令例規通達検索システム保守委託料								
	計							148,734
⑨ 警察情報システム高度化事業	12,603	0	12,603				12,603	
トータルコスト	40,407千円 (前年度 0千円) [正職員 : 3.5人]							
主な業務内容	企画・調整、仕様書の作成・契約							
説 明								千円
統合照会システムの構築に要する経費								12,603
既整備のシステムはシステム毎に独立・管理しており、他所属がその情報を照会するにはシステムの管理所属へ紙ベースで照会を行っているため、回答までに時間を要し非効率であることから、既整備システムのうち警察活動の基盤となる情報を抽出・集約したうえで一括照会できるシステムを構築し、情報の共有化と事務の効率化を図る。(平成26年3月運用開始予定)								
警察安全相談員設置運営費	19,516	19,471	45			<雑入> 85	19,431	
トータルコスト	49,703千円 (前年度 50,046千円) [正職員 : 3.8人 非常勤職員 : 9.0人]							
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による相談の受理・対応							
説 明								千円
警察安全相談員設置運営に要する経費								19,516
警察安全相談の件数が特に多い都市部の警察署及び警察本部に警察安全相談員(非常勤職員)を配置して、相談事案に対する迅速・的確な対応を行う。								
○警察安全相談員(非常勤職員)の業務								
・相談受理、防犯措置の教示								
・関係機関への照会、引き継ぎ								
・相談者、関係者に対する措置結果の連絡								
・警察安全相談システムへ相談内容等を登録								
○所属別配置状況								
区 分	警察本部	鳥取署	倉吉署	米子署	境港署	計		
配置人員	1人	3人	2人	2人	1人	9人		
※警察本部は生活安全企画課へ配置する。								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

2目 警察本部費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
留置管理業務 支援要員設置 運営費	11,330	11,304	26			<雑入> 49	11,281	
トータルコスト	28,807千円 (前年度 29,005千円) [正職員: 2.2人 非常勤職員: 5.0人]							
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による業務支援							
説 明								千円
留置管理業務支援要員設置運営に要する経費								11,330
<p>留置管理に付随する業務を行う留置管理業務支援要員(非常勤職員)を鳥取・米子警察署に各2名、倉吉警察署に1名配置して、留置担当警察官を本来業務である監視、警戒等に専念させることにより、留置施設内における事故防止を図る。</p> <p>留置管理業務支援要員の主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接見、差入れ申込みの受付業務等 ・差入れ物品の保管、管理等 ・食事の配膳、回収等 ・留置施設内の清掃、入浴準備等 ・衣類の洗濯、乾燥等 								
警察署協議会 運営費	3,970	4,095	△125				3,970	
トータルコスト	31,774千円 (前年度 33,865千円) [正職員: 3.5人]							
主な業務内容	連絡調整、警察署協議会の開催							
説 明								千円
警察署協議会運営に要する経費								3,970
<ul style="list-style-type: none"> ・警察署協議会の委員(74人)に係る報酬等 								
「全国植樹祭」 警備対策事業	151,322	7,907	143,415			<雑入> 2	151,320	
トータルコスト	219,640千円 (前年度 201,011千円) [正職員: 8.6人 非常勤職員: 0.3人]							
主な業務内容	関係機関との調整、警備計画の策定、実査							
説 明								千円
平成25年5月26日「第64回全国植樹祭」の開催に伴い、大会の円滑な実施、								151,322
歓送迎者の雑踏等による事故防止及び適切な交通対策の実施に要する経費								
福利厚生費	36,808	39,345	△2,537			<雑入> 13	36,795	
トータルコスト	109,893千円 (前年度 102,908千円) [正職員: 9.2人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	健康診断の実施、産業医との連絡調整・職場内巡回指導、職員等への生活設計支援、災害給付認定手続							
説 明								千円
警察職員の福利厚生事業に要する経費								
<ul style="list-style-type: none"> ・警察職員の健康診断料等 ・警察官の職務に協力援助した者の災害給付に要する経費 								
							25,846	
							10,962	
							計 36,808	

平成25年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

2目 警察本部費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
遺失物取扱費	539	539	0			〈雑入〉 539		
トータルコスト	64,885千円（前年度 66,516千円） [正職員：8.1人]							
主な業務内容	拾得物の受理・公告・保管・返還及び処分							
説明	遺失物及び拾得物の処理に要する経費 ・満期拾得自転車の処分委託料等							千円 539
職員人件費	12,551,690	12,619,072	△67,382	1,977		〈手数料〉 362,178 〈財産収入〉 500 〈雑入〉 8,961	12,178,074	
説明	警察職員に係る人件費 ・警察官1,236人、一般職員222人							千円 12,551,690
ヘリコプター操縦士等訓練実施費	0	30,810	△30,810					
トータルコスト	0千円（前年度 33,224千円） [正職員：0.0人]							
説明	事業の完了によるもの							

会計課（内線：8502）

3目 警察施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察財産管理費	225,967	259,433	△33,466			〈使用料〉 17,400 〈財産収入〉 48,400 〈雑入〉 6,080	154,087	
トータルコスト	268,865千円（前年度 309,318千円） [正職員：5.4人]							
主な業務内容	警察施設の維持修繕・管理、契約、収入・支払事務							
説明	警察施設の維持補修及び維持管理に要する経費 （警察本部庁舎、本部の出先庁舎、警察署庁舎、派出所、交番、駐在所、職員宿舎）							千円 225,967

平成25年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

3目 警察施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
交番・駐在所建設事業	1,124	148,977	△147,853				1,124																
トータルコスト	6,685千円（前年度 153,000千円） [正職員：0.7人]																						
主な業務内容	企画調整、監理監督・検査、契約																						
説明	交番・駐在所の建替整備に要する経費 ・施設整備に伴う上、下水道負担金等 （※米子警察署両三柳交番、鳥取警察署吉成駐在所の建築工事等は、平成24年度2月補正に前倒して計上 142,243千円（地域の元気臨時交付金充当）							千円 1,124															
住宅対策費	45,756	45,756	0			<雑入> 14,600	31,156																
トータルコスト	48,139千円（前年度 50,584千円） [正職員：0.3人]																						
主な業務内容	警察宿舍の民間借上げに係る企画調整、管理																						
説明	職員住宅の建替整備に要する経費 築後30年以上経過した老朽、狭隘な待機宿舍について、民間公募により整備した待機宿舍を借上げしている。							千円 45,756															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備年度</th> <th>管轄署</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>米子警察署</td> <td>単身用36戸</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>鳥取警察署</td> <td>単身用18戸</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>倉吉警察署</td> <td>単身用18戸</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>境港警察署</td> <td>単身用9戸、世帯用3戸</td> </tr> </tbody> </table>								整備年度	管轄署	備考	平成19年度	米子警察署	単身用36戸	平成20年度	鳥取警察署	単身用18戸	平成21年度	倉吉警察署	単身用18戸	平成22年度	境港警察署	単身用9戸、世帯用3戸
整備年度	管轄署	備考																					
平成19年度	米子警察署	単身用36戸																					
平成20年度	鳥取警察署	単身用18戸																					
平成21年度	倉吉警察署	単身用18戸																					
平成22年度	境港警察署	単身用9戸、世帯用3戸																					
鳥取県警察機動センター(仮称)庁舎整備事業	500	500	0				500																
トータルコスト	6,061千円（前年度 2,109千円） [正職員：0.7人]																						
主な業務内容	企画調整、調査																						
説明	鳥取県機動センター(仮称)庁舎整備の検討に要する経費 ・平成29年度に予定されている山陰道鳥取空港ICから青谷IC間の供用開始に合わせて、高速道路交通警察隊鳥取分駐隊庁舎、交通機動隊東部分駐隊及び自動車警ら隊東部分駐隊をまとめた合同庁舎について検討を行う。							千円 500															

平成25年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

4目 運転免許費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
運転免許費	125,208	131,025	△5,817			<手数料> 125,153 <雑入> 55		
トータルコスト	384,182千円 (前年度 395,738千円) [正職員: 32.6人, 非常勤職員: 7.0人]							
主な業務内容	運転免許試験の実施、免許証作成、免許証更新申請の受付・交付業務							
<p>説明</p> <p>自動車運転免許試験及び免許証の交付並びに運転免許試験場の運営に要する経費 千円 125,208</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新通知業務委託料、仮免許業務委託料、技能試験員養成委託料、ICカード基体等消耗品の購入、ICカード運転免許証用追記装置リース料及びICカード運転免許証発行に必要な機器リース料及び保守委託料等 								
運転免許費 (指定自動車教習所に係る安全運転教育事業助成)	362	1,062	△700	253			109	
トータルコスト	1,156千円 (前年度 1,867千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	関係機関との調整、補助金交付事務							
<p>説明</p> <p>指定自動車教習所が実施する運転免許取得者教育の課程の器材等整備に係る助成に要する経費 千円 362</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助率 2分の1 (2) 補助限度額 4,000千円/年(1教習所当たり)かつ予算の範囲内 (3) 補助対象期間 平成21年度から平成25年度まで (4) 補助対象経費 運転免許取得者教育の課程に要する車両、運転シミュレーター、教本、運転適性検査器材等 								

会計課 (内線: 8502)

5目 恩給及び退職年金費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
恩給及び退職年金費	35,614	39,269	△3,655				35,614	
トータルコスト	37,997千円 (前年度 40,878千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	支給手続きに係る連絡調整							
<p>説明</p> <p>昭和37年11月以前に警察を退職した者に対する普通恩給・扶助料 千円 35,614</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2項 警察活動費

会計課 (内線: 8502)

1目 一般警察活動費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
基本経費及び 会計事務費	117,581	120,328	△2,747	40,096		<雑入> 28,386	49,099	
トータルコスト	1,008,103千円 (前年度 994,124千円) [正職員: 112.1人]							
主な業務内容	県議会との連絡調整、情報公開申請受付、物品調達・出納・保管、歳入歳出予算管理、会計業務の指導改善、被留置者の生活管理・護送業務							
説明								千円
1 総務課、警察県民課、会計課の職員旅費等運営に要する経費及び警察用 電話回線専用料、事務連絡用携帯電話使用料等基本経費								76,706
2 留置施設の管理運営に要する経費 ・被留置者食糧費、医療費及び警察嘱託医謝金等 ・留置施設視察委員(4人)に係る報酬等								40,875
								計 117,581
人事管理及び 企画監察費	12,340	12,262	78	3,840			8,500	
トータルコスト	1,029,172千円 (前年度 1,058,242千円) [正職員: 128.0人]							
主な業務内容	職員採用試験案内の学校説明、受験者への連絡、試験の実施、採用手続、勤務制度・組織定員・給与・人事に関する企画・管理、訓令その他の重要な公文書類の審査、公務災害補償認定手続、警察共済組合・警察職員互助会の事業の企画・広報・運営、監察、表彰・懲戒業務、訴訟事務							
説明								千円
警務課、厚生課、監察官室の職員旅費等運営に要する経費並びに警察官募集等 警察職員の募集及び採用に要する経費								12,340
警察教養費	32,875	32,260	615	10,719		<雑入> 12	22,144	
トータルコスト	263,251千円 (前年度 246,284千円) [正職員: 29.0人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	職員の指導・訓練、職務倫理教養、術科訓練の監督・指導、各種術科大会の開催及び部外競技会への参加							
説明								千円
警察職員の一般教養、各種講習、術科訓練、術科大会出場、各種学校入校旅費、 自治大学校研修及び海外語学研修等に要する経費								32,875

平成25年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

2目 刑事警察費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
捜査活動運営費	177,879	139,560	38,319	28,411		<雑入> 23	149,445	
トータルコスト	2,943,980千円 (前年度 2,900,143千円) [正職員: 348.2人 非常勤職員: 3.0人]							
主な業務内容	凶悪犯・粗暴犯・盗犯・知能犯・選挙違反等の犯罪捜査、被疑者逮捕・取調べ・送致、暴力団対策業務、銃器犯罪対策業務							
説明								千円
1 捜査活動運営費及び犯罪捜査取締活動に要する経費								91,314
・捜査報償費、外国語通訳謝金及び犯罪捜査活動用資機材の整備、 検視支援システムの保守リース料、死後画像検査料等								
2 初動捜査支援システムの整備に要する経費								73,683
・初動捜査支援システムの保守リース料等								
3 暴力団対策法施行に要する経費								8,869
・事業所選任責任者講習委託料、被害者保護対策用監視カメラの更新等								
4 銃器犯罪対策に要する経費								4,013
・初動措置対応資器材の整備								
	計							177,879
犯罪被害者支援事業	4,740	4,046	694	2,370			2,370	
トータルコスト	122,311千円 (前年度 123,931千円) [正職員: 14.8人]							
主な業務内容	犯罪被害者に対する各種施策の企画・調査及び総合調整							
説明								千円
犯罪被害者支援の推進に要する経費								4,740
・被害者カウンセラー謝金、被害者の負担軽減のために要する経費等								
犯罪被害者民間支援団体運営事業	5,000	5,000	0				5,000	
トータルコスト	8,972千円 (前年度 9,023千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	企画、調整、運営指導							
説明								千円
犯罪被害者民間支援団体「公益社団法人とっとり被害者支援センター」(平成24年 6月1日認定)の事業運営を支援するための交付金								5,000
とっとり被害者支援センターの主な事業								
・犯罪被害相談に関する事業								
・犯罪被害者等給付金の裁定申請手続の補助に関する事業								
・物品の供与又は貸与、役務の提供等の直接的支援に関する事業								
・自助グループへの支援に関する事業								
・広報及び啓発活動に関する事業								
・犯罪被害相談員、被害者支援ボランティアの養成・研修に関する事業								
※当該団体は、鳥取県公安委員会が平成23年3月17日に「犯罪被害者等早期援助団体」として指定したことから、警察は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第23条に基づき、当該団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害者等の氏名、住所及び犯罪被害の概要に関する情報を提供することが可能となった。								
これによって支援を求める犯罪被害者等へ早期に手を差し伸べることができている。								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

2目 刑事警察費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活安全活動 運営費	22,166	21,590	576	6,364			15,802	
トータルコスト	627,499千円（前年度 574,350千円） [正職員：76.2人]							
主な業務内容	犯罪予防活動、酩酊者・行方不明者・迷子その他応急の救護を要する者の保護、少年指導委員との連絡調整・街頭補導活動、公害関係・風俗・売春事犯・サイバー犯罪等の取締							
説明								千円
犯罪予防、特別法犯の捜査取締活動及びサイバー犯罪対策並びに少年非行防止、補導活動に要する経費								22,166
	・捜査報償費、公益社団法人鳥取県防犯連合会補助金及び防犯ボランティア研修会の開催経費、農業による少年の居場所づくり活動の経費等							
鑑識活動運営費	86,251	82,931	3,320	3,420		<雑入> 9	82,822	
トータルコスト	435,787千円（前年度 440,978千円） [正職員：44.0人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	犯罪・事故現場における指紋・足こん跡・写真撮影その他資料収集、資料等の分析・鑑定業務及び科学捜査研究所における法医学・物理学・化学・心理学等による鑑定・検査							
説明								千円
1 犯罪鑑識活動及び科学捜査資器材の整備に要する経費								38,075
	・捜査報償費、非常勤職員（1人）に係る報酬等							
	・X線マイクロアナライザー、ガスクロマトグラフ質量分析装置保守リース料							
2 鳥取県指紋情報管理システムの運用等に要する経費								48,176
	・システムの保守リース料等							
								計 86,251

会計課（内線：8502）

3目 交通指導取締費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通指導取締費	28,629	25,596	3,033	5,086		<雑入> 132	23,411	
トータルコスト	765,832千円（前年度 749,736千円） [正職員：92.8人]							
主な業務内容	交通指導取締、交通事故処理、交通事件捜査、被疑者逮捕・取調べ・送致、交通事故統計							
説明								千円
交通犯罪、交通違反の捜査・取締並びに交通事故処理等に要する経費								28,629
	・捜査報償費、地域交通安全活動推進委員謝金、交通取締用機材の整備等							

平成25年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

3目 交通指導取締費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
反則金実施費	2,506	2,506	0			<雑入> 1,411	1,095	
トータルコスト	36,665千円 (前年度 37,104千円) [正職員: 4.3人]							
主な業務内容	交通反則金の徴収事務							
説明	交通反則金の徴収事務等に要する経費							千円 2,506
交通安全対策費	19,613	19,774	△161			<手数料> 6,006	13,607	
トータルコスト	110,175千円 (前年度 117,131千円) [正職員: 11.4人]							
主な業務内容	交通安全に係る講習会・巡回指導の実施、交通安全運動の実施に係る企画・広報、交通事故の統計分析、道路使用許可申請の受理・審査・許可							
説明	交通事故防止、交通安全思想の普及活動等に要する経費							千円 19,613
	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人鳥取県交通安全協会補助金、自動車安全運転センター補助金 ・道路情報提供業務委託料等 							
高齢者交通安全教育実施費	8,379	7,721	658			<雑入> 28	8,351	
トータルコスト	22,678千円 (前年度 25,422千円) [正職員: 1.8人 非常勤職員: 3.0人]							
主な業務内容	連絡調整、安全教育の実施							
説明	シルバー・セイフティ・インストラクターの設置運営に要する経費							千円 8,379
	<p>1 任務</p> <p>(1) 高齢者に対する運転適性診断機器等を使用した交通安全教育</p> <p>(2) 高齢者宅訪問による交通安全個別指導及び反射材貼付活動</p> <p>(3) 関係機関、団体と連携した出前型の交通安全教室等の開催</p> <p>(4) 高齢者交通安全教育に関する情報の発信及び収集等</p> <p>2 活動方法</p> <p>(1) 3名のインストラクターが、それぞれ鳥取、倉吉、米子警察署を拠点に活動</p> <p>(2) 単独での高齢者宅訪問活動、各機関からの要請に基づく交通安全教室の開催、各種イベント等での広報活動</p>							

平成25年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

3目 交通指導取締費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
違法駐車対策事業	27,234	27,291	△57			<手数料> 58 <過料等> 15,000 <雑入> 9	12,167		
トータルコスト	53,449千円 (前年度 53,843千円) [正職員: 3.3人 非常勤職員: 1.0人]								
主な業務内容	違法駐車対策の企画・指導等、委託業務の指導監督、放置違反金徴収事務								
説明								千円	
違法駐車対策に要する経費								27,234	
<ul style="list-style-type: none"> ・放置駐車違反管理システム保守リース料 ・放置車両確認事務の民間委託 委託期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日の間 (平成23年度11月補正: 債務負担行為設定済)									
地域警察運営費	19,270	17,905	1,365	2,867			16,403		
トータルコスト	3,040,373千円 (前年度 3,056,879千円) [正職員: 380.3人]								
主な業務内容	警ら活動、交番・駐在所での各種事案処理、鉄道警察活動、雑踏警備、水難・山岳遭難等及び災害発生時の救助活動、防災機関との連絡調整								
説明								千円	
地域警察の運営及び山岳救助活動等に要する経費								19,270	
<ul style="list-style-type: none"> ・山岳遭難救助訓練部外講師謝金及び大山遭難防止協会補助金等 									
⑨ 災害に係る危機管理体制の再構築事業	15,700	0	15,700				15,700		
トータルコスト	22,055千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.8人]								
主な業務内容	災害対策の企画・立案、関係機関との調整、調達業務								
説明								千円	
東日本大震災への警察対応で得られた反省・教訓等を踏まえ、初動態勢の確立等に必要経費								15,700	
<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資購入、警察職員安否確認・非常招集システム運用委託料等 ・家屋倒壊現場等の救助作業用ミニバックホーの整備 									
通信指令・総合指揮システム運営費	149,879	125,487	24,392	9,851			140,028		
トータルコスト	282,544千円 (前年度 280,775千円) [正職員: 16.7人]								
主な業務内容	110番の受理・対応、通信指令システム等の調達・契約及び維持管理、警察用無線機の運用・管理								
説明								千円	
通信指令・総合指揮システムの管理運営に要する経費								149,879	
<ul style="list-style-type: none"> ・通信指令・総合指揮システム保守リース料 ・デジタル無線機用分散局と警察署間の回線料 ・デジタル無線機の携帯電話機能に係る通信料 									

平成25年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

3目 交通指導取締費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
パーキングチケット管理運営費	8,637	8,641	△4			<手数料> 7,200	1,437	
トータルコスト	10,226千円 (前年度 10,250千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	パーキングチケット管理委託先との連絡調整、業務履行状況確認							
説明								千円
パーキングチケットの管理運営に要する経費								8,637
・パーキングチケット発給設備管理委託料								
委託期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日の間								
(平成23年度11月補正: 債務負担行為設定済)								
大規模災害発生時等対応資機材充実強化事業	0	14,797	△14,797					
トータルコスト	0千円 (前年度 17,211千円) [正職員: 0.0人]							
説明	事業の完了によるもの							
交通安全施設整備費(地中化・美装化事業)	0	55,416	△55,416					
トータルコスト	0千円 (前年度 59,439千円) [正職員: 0.0人]							
説明	事業の完了によるもの							

会計課 (内線: 8502)

4目 装備費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
装備費	192,411	175,838	16,573	56,524			135,887	
トータルコスト	263,113千円 (前年度 250,666千円) [正職員: 8.9人]							
主な業務内容	車両の維持補修、装備品の調達・管理、警察用ヘリコプターの整備							
説明								千円
1 警察車両等維持管理に要する経費								155,225
・警察車両に係る燃料、修繕料、消耗品等								
2 警察航空機(ヘリコプター)の運用に要する経費								37,186
・航空機に係る燃料、修繕料、点検料等								
								計 192,411

平成25年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

4目 装備費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
① 警察航空機 資機材等整備事 業	138,145	0	138,145				138,145	
トータルコスト	139,734千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	ヘリコプターの部品・工具等の調達・契約、運用・管理							
説明	ヘリコプターの更新に伴う整備に必要な部品等に要する経費 ・機体用補用部品、エンジン用補用部品、機体用特殊工具、整備支援機材等 (平成27年度までに段階的に整備)							千円 138,145
装備費(ヘリコプ ターテレビシステ ム運用経費)	175,963	1,000	174,963		<128,000> 128,000		47,963	県費負担 175,963
トータルコスト	179,141千円 (前年度 5,023千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	ヘリコプターテレビシステムの調達・契約、運用・管理							
説明	ヘリコプターテレビシステムの運用に要する経費 ・ヘリコプターテレビシステム故障修理 ・ヘリコプターテレビシステムの調達							千円 175,963

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。
総負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「全国植樹祭」 警備対策事務支 援事業	(901)	(3,596)	(△2,695)			(901)		
<p>説明</p> <p style="text-align: right;">※緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し臨時的な雇用機会の創出を図るため、平成24年度11月補正において債務負担行為を設定した震災等緊急雇用対応事業を活用し、「全国植樹祭」警備対策事務支援事業を実施し、警備計画等の策定における多種多様かつ膨大な資料を収集整理していく過程において、各種資料の整理・分類保管、装備資器材の一覧表、車両運用計画作成等の補助事務を行うため、非常勤職員を雇用し、業務を支援する。</p> <p>雇用創出人数 2人</p>								
地域安全パト ロール委託事業	(50,992)	(0)	(50,992)			(50,992)		
<p>説明</p> <p style="text-align: right;">※緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>地域安全パトロール委託事業を実施し、市部の駅周辺駐車場、スーパー、コンビニ及び学校・幼稚園周辺等において、民間委託により安全パトロールを実施し、県民の安全と安心の確保を図る。</p> <p>雇用創出人数 17人</p>								

平成25年度当初予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

（単位：千円）

款 項 目 節 別	9款		うち警察本部						
	警察費	予算額	1項 警察管理費	1目	2目	3目	4目	5目	
				公安 委員会費	警察本部費	警察施設費	運転免許費	恩給及び退 職年金費	
1 報 酬	159,233	159,233	142,561	9,886	121,776		10,899		
2 給 料	5,332,146	5,332,146	5,332,146		5,332,146				
3 職 員 手 当 等	5,373,011	5,373,011	5,373,011		5,373,011				
時 間 外 手 当	1,197,689	1,197,689	1,197,689		1,197,689				
特 殊 勤 務 手 当	97,981	97,981	97,981		97,981				
退 職 手 当	1,328,913	1,328,913	1,328,913		1,328,913				
そ の 他 の 手 当	2,630,519	2,630,519	2,630,519		2,630,519				
児 童 手 当	117,909	117,909	117,909		117,909				
4 共 済 費	1,869,501	1,869,501	1,866,934	625	1,864,603		1,706		
職 員 に 係 る も の	1,846,533	1,846,533	1,846,533		1,846,533				
賃 金 に 係 る も の	22,968	22,968	20,401	625	18,070		1,706		
5 災 害 補 償 費	10,923	10,923	10,923		10,923				
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	35,614	35,614	35,614					35,614	
7 賞 金									
8 報 償 費	79,925	79,925	65,361	1,480	63,881				
9 旅 費	95,575	95,575	44,117	1,504	42,363		250		
費 用 弁 償	1,523	1,523	1,425	1,035	390				
普 通 旅 費	89,624	89,624	42,408	202	41,956		250		
特 別 旅 費	4,428	4,428	284	267	17				
10 交 際 費	350	350	350	50	300				
11 需 用 費	898,806	898,806	440,333	15,198	303,422	39,252	82,461		
12 役 務 費	399,508	399,508	87,084	2,336	78,758	4,100	1,890		
13 委 託 料	605,043	605,043	378,384	128,750	124,423	101,735	23,476		
14 使用料及び賃借料	515,557	515,557	249,573	10,473	161,878	72,951	4,271		
15 工 事 請 負 費	866,083	866,083	51,332			51,332			
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費	295,845	295,845	6,947	400	3,757	2,790			
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	15,286	15,286	3,637	113	1,475	1,687	362		
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	43	43	43		43				
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	15	15							
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費	6,986	6,986	6,986	33	6,698		255		
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	16,559,450	16,559,450	14,095,336	170,848	13,489,457	273,847	125,570	35,614	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	350,343	350,343	2,230		1,977		253	
	起 債	283,000	283,000						
	そ の 他	915,481	915,481	803,887	163,467	428,732	86,480	125,208	
	一 般 財 源	15,010,626	15,010,626	13,289,219	7,381	13,058,748	187,367	109	35,614

(単位:千円)

款 項 目		2項 警察活動費			
		1目 一般警察 活動費	2目 刑事警察費	3目 交通指導 取締費	4目 装備費
節 別					
1	報 酬	16,672	2,633	6,545	7,494
2	給 料				
3	職 員 手 当 等				
	時 間 外 手 当				
	特 殊 勤 務 手 当				
	退 職 手 当				
	そ の 他 の 手 当				
	児 童 手 当				
4	共 済 費	2,567	369	1,025	1,173
	職 員 に 係 る も の				
	賃 金 に 係 る も の	2,567	369	1,025	1,173
5	災 害 補 償 費				
6	恩 給 及 び 退 職 年 金				
7	賞 金				
8	報 償 費	14,564	610	12,340	1,614
9	旅 費	51,458	18,530	27,375	5,553
	費 用 弁 償	98	75		23
	普 通 旅 費	47,216	18,358	23,789	5,069
	特 別 旅 費	4,144	97	3,586	461
10	交 際 費				
11	需 用 費	458,473	30,262	30,951	178,269
12	役 務 費	312,424	101,336	79,433	130,656
13	委 託 料	226,659	6,347	15,413	178,761
14	使用料及び賃借料	265,984	1,529	107,481	156,974
15	工 事 請 負 費	814,751			814,751
16	原 材 料 費				
17	公 有 財 産 購 入 費				
18	備 品 購 入 費	288,898	653	8,331	19,523
19	負担金、補助及び交付金	11,649	527	7,142	3,980
20	扶 助 費				
21	貸 付 金				
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料	15			15
24	投 資 及 び 出 資 金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
計		2,464,114	162,796	296,036	1,498,763
財 源 内 訳	国・庫支出金	348,113	54,655	40,565	196,369
	起 債	283,000			155,000
	そ の 他	111,594	28,398	32	83,164
	一 般 財 源	1,721,407	79,743	255,439	1,064,230
					321,995

節の明細

項	目	金額(千円)等
9款	警察費	
1項	警察管理費	
1目	公安委員会費	
報 酬	公安委員 非常勤職員	3人 2人
負担金、補助 及び交付金	・警備業共同検定実施負担金	113
2目	警察本部費	
報 酬	警察署協議会委員 非常勤職員	74人 69人
給 料	警察官 定数外警察官 一般職員 定数外一般職員	1,226人 10人 220人 2人
負担金、補助 及び交付金	・警察共済組合職員事務費負担金 ・鳥取県自動車整備振興会負担金 ・(財)鳥取県交通安全協会負担金 ・警察職員共済組合負担金 ・鳥取県安全運転運行管理者協議会負担金 ・境港市同報無線利用者協議会負担金 ・OSS推進警察協議会負担金	9 82 287 471 392 3 231
3目	警察施設費	
負担金、補助 及び交付金	・交番等施設管理負担金 ・上下水道負担金 ・営繕積算システム負担金	652 1,014 21
4目	運転免許費	
報 酬	非常勤職員	7人
負担金、補助 及び交付金	・運転免許取得者教育基盤整備補助金	362
2項	警察活動費	
1目	一般警察活動費	
報 酬	留置視察委員 非常勤職員	4人 1人
負担金、補助 及び交付金	・自治大学校研修負担金 ・部外競技会参加負担金	472 55
2目	刑事警察費	
報 酬	非常勤職員	4人
負担金、補助 及び交付金	・(社)鳥取県防犯連合会補助金 ・犯罪被害者民間支援団体交付金 ・学会負担金	2,000 5,000 142
3目	交通指導取締費	
報 酬	非常勤職員	4人
負担金、補助 及び交付金	・(財)鳥取県交通安全協会補助金 ・自動車安全運転センター補助金 ・大山遭難防止協会補助金	2,100 600 1,280
償還金、利子 及び割引料	・放置違反金還付金	15

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成25年度 模擬運転装置賃借料	2,890		0	平成26年度	2,890				2,890	
平成25年度 汎用電子計算機賃借料	379,090		0	平成26年度から 平成30年度まで	379,090					379,090
平成25年度 汎用電子計算機用業務端 末賃借料	13,312		0	平成26年度から 平成30年度まで	13,312					13,312
平成25年度 交通事故情報管理システム 機器賃借料	903		0	平成26年度	903					903
平成25年度 ・駐在所等ネットワーク 通信機器賃借料	27,493		0	平成26年度から 平成31年度まで	27,493					27,493
平成25年度 グループウェアサーバ賃借 料	46,616		0	平成26年度から 平成30年度まで	46,616					46,616
平成25年度 遺失物管理システム賃借料	53,325		0	平成26年度から 平成30年度まで	53,325					53,325
平成25年度 警察統合情報通信ネット ワーク情報ハイウェイ接続 通信機器等賃借料	181		0	平成26年度	181					181
平成25年度 統合照会システム機器賃借 料	10,576		0	平成26年度から 平成30年度まで	10,576					10,576

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	特定財源				一般財源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成25年度 免許情報ファイリングシステム 県間通信装置賃借料	22,278		0	平成26年度から 平成30年度まで	22,278				22,278	
平成25年度 可搬型初動捜査支援システム 入賃借料	48,753		0	平成26年度から 平成30年度まで	48,753					48,753
平成25年度 X線マイクロアナライザ賃借 料	34,605		0	平成26年度から 平成32年度まで	34,605					34,605
平成25年度 ステレオカメラ及び解析図化 機賃借料	35,166		0	平成26年度から 平成31年度まで	35,166					35,166
平成25年度 警察職員安否確認・非常招 集システム運用委託	3,402		0	平成26年度から 平成30年度まで	3,402					3,402

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				一般財源 千円
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	特定財源			その他 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円			
平成19年度 警察官待機宿舍賃借料	388,800	平成20年度から 平成24年度まで	97,200	平成25年度から 平成39年度まで	291,600				77,760	213,840
平成20年度 警察官待機宿舍賃借料	194,400	平成21年度から 平成24年度まで	38,880	平成25年度から 平成40年度まで	155,520				43,200	112,320
平成20年度 ガスクロマトグラフ質量分析 装置賃借料	23,408	平成21年度から 平成24年度まで	15,595	平成25年度から 平成26年度まで	5,848					5,848
平成21年度 警察官待機宿舍賃借料	194,400	平成22年度から 平成24年度まで	29,160	平成25年度から 平成41年度まで	165,240				45,900	119,340
平成21年度 交通管制システム機器賃借 料	202,099	平成22年度から 平成24年度まで	106,180	平成25年度から 平成26年度まで	67,838	29,933				37,905
平成21年度 ICカード化運転免許証作成 システム等賃借料及び保守 業務委託	56,326	平成22年度から 平成24年度まで	31,320	平成25年度から 平成26年度まで	18,428				18,428	
平成22年度 運転適性検査機器賃借料	26,653	平成23年度から 平成24年度まで	8,871	平成25年度から 平成28年度まで	15,523				15,523	
平成22年度 人事管理システム賃借料	10,943	平成23年度から 平成24年度まで	3,957	平成25年度から 平成27年度まで	5,605					5,605
平成22年度 警察官待機宿舍賃借料	137,520	平成23年度から 平成24年度まで	13,752	平成25年度から 平成42年度まで	123,768				43,470	80,298

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成22年度 放置駐車違反管理システム 賃借料	181,582	平成23年度から 平成24年度まで	35,341	平成25年度から 平成27年度まで	51,538			23,202	28,336
平成22年度 警察本部庁舎機械設備等 保守管理委託	84,195	平成23年度から 平成24年度まで	21,418	平成25年度から 平成27年度まで	32,126				32,126
平成22年度 警察署環境衛生保守管理 委託	9,190	平成23年度から 平成24年度まで	3,003	平成25年度から 平成27年度まで	4,505				4,505
平成22年度 警察署等昇降機設備保守 管理委託	21,940	平成23年度から 平成24年度まで	8,210	平成25年度から 平成27年度まで	12,316				12,316
平成23年度 警察統合情報通信ネット ワーク通信機器賃借料	21,004	平成24年度	3,662	平成25年度から 平成28年度まで	14,647				14,647
平成23年度 運転免許証申請支援システ ム賃借料	8,646	平成24年度	794	平成25年度から 平成29年度まで	3,572			3,572	
平成23年度 初動捜査支援システム賃借 料	464,842	平成24年度	22,857	平成25年度から 平成30年度まで	137,138				137,138
平成23年度 検視支援システム賃借料	27,517	平成24年度	2,509	平成25年度から 平成28年度まで	9,407	3,458			5,949
平成23年度 警察署等庁舎清掃業務委 託	99,693	平成24年度	28,989	平成25年度から 平成26年度まで	57,979				57,979

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	特定財源			一般財源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成24年度 警察本部庁舎通信機器賃 借料	73,617		0	平成25年度から 平成30年度まで	37,052				37,052
平成24年度 セキュリティ対策機器(ファイ ルサーバー)賃借料	10,290		0	平成25年度から 平成29年度まで	4,599				4,599
平成24年度 初動捜査支援システム賃借 料	99,690		0	平成25年度から 平成30年度まで	98,794				98,794
平成24年度 鳥取県指紋情報管理システ ム賃借料	285,552		0	平成25年度から 平成30年度まで	284,256				284,256
平成24年度 交通信号機管理システム賃 借料	5,693		0	平成25年度から 平成30年度まで	5,579				5,579
平成24年度 ヘリコプターテレビシステム 整備事業費	235,514		0	平成25年度から 平成35年度まで	223,963	128,000			95,963
平成24年度 通信指令・総合指揮システ ム賃借料	603,685		0	平成25年度から 平成32年度まで	603,685				603,685
平成24年度 運転免許証更新時講習委 託	68,014		0	平成25年度から 平成26年度まで	68,014			68,014	
平成24年度 行政処分者講習委託	43,136		0	平成25年度から 平成26年度まで	43,136			43,136	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			其 他 千円	一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円			
平成24年度 警察学校等給食業務委託	52,461		0	平成25年度から 平成26年度まで	52,461				33,905	18,556
平成24年度 警察本部庁舎保守管理業 務委託	30,666		0	平成25年度から 平成27年度まで	30,666					30,666

条 例 名 等	鳥取県警察職員定員条例の一部改正について																								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定員の増員等の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 警察官の定員を1,203人（現行 1,200人）と、警部補・巡査部長の定員を665人（現行 663人）と、巡査の定員を349人（現行 348人）とする。 (2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p> <p><参考> 警察官3名増員後の状況(H25.4.1以降)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政令定数</td> <td>1, 2 0 3名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定員外</td> <td>1 0名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附則</td> <td>2 3名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内 訳</td> <td>一般職員からの振替</td> <td>1 3名</td> </tr> <tr> <td>期限付き増員</td> <td>1 0名</td> <td>H22.4.1～H26.3.31</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5名)</td> <td>H26.4.1～H27.3.31</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1, 2 3 6名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	人 数	備 考	政令定数	1, 2 0 3名		定員外	1 0名		附則	2 3名		内 訳	一般職員からの振替	1 3名	期限付き増員	1 0名	H22.4.1～H26.3.31		(5名)	H26.4.1～H27.3.31	計	1, 2 3 6名	
区 分	人 数	備 考																							
政令定数	1, 2 0 3名																								
定員外	1 0名																								
附則	2 3名																								
内 訳	一般職員からの振替	1 3名																							
	期限付き増員	1 0名	H22.4.1～H26.3.31																						
		(5名)	H26.4.1～H27.3.31																						
計	1, 2 3 6名																								

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,203人</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>665人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>349人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、<u>同項前段の規定による振替後の警察官の定員に加えて10人の警察官を置くことができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</u></p> <p>6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、<u>同項前段の規定による振替後の警察官の定員に加えて5人の警察官を置くことができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</u></p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,200人</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>663人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>348人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">警視</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">警部</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">警部補・巡査部長</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2人</td> </tr> </table> <p>6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">警視</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">警部補・巡査部長</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1人</td> </tr> </table>	警視	1人	警部	1人	警部補・巡査部長	6人	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人	警視	1人	警部補・巡査部長	3人	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	1人
警視	1人														
警部	1人														
警部補・巡査部長	6人														
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人														
警視	1人														
警部補・巡査部長	3人														
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	1人														
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>															

条 例 名 等	鳥取県警察手数料条例の一部改正について				
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正され、風俗営業の許可等の事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、当該事務に係る手数料の額を見直す等所要の改正を行う。				
	2 概要 (1) 次のとおり手数料の額を改める。				
	事務の区分		単 位	手 数 料	
				金 額	
				現 行	改正後
	ア 風俗営業の許可				
	(ア) ぱちんこ屋等に 係るもの（未認定遊 技機がない場合に限 る。）	3月以内の期間を限って 営む営業	1件につき	16,000円	15,000円
		その他の営業	1件につき	27,000円	25,000円
	(イ) ぱちんこ屋等に係るもの((ア)に掲げるもの を除く。)		1件につき	(ア)に定め る額に未認 定遊技機1 台ごとに20 円（特定未 認定遊技機 は、認定手 数料から 2,700円を減 じた額）を 加算した額	(ア)に定め る額に2,800 円（特定未 認定遊技機 がある場合 は、5,600円 に、当該特 定未認定遊 技機が属す る型式の数 を2,400円に 乗じて得た 額を加算し た額）及び 未認定遊技 機1台ごと に40円（特 定未認定遊 技機は、認 定手数料か ら8,000円を 減じた額） を加算した 額
	(ウ) ぱちんこ屋等以 外の風俗営業に係る もの	3月以内の期間を限って 営む営業	1件につき	15,000円	14,000円
		その他の営業	1件につき	27,000円	24,000円
	(エ) 滅失特例が適用される営業所に係るもの		1件につき	(ア)から (ウ)まで	(ア)から (ウ)まで

		に定める額に7,400円を加算した額	に定める額に6,800円を加算した額
(オ) 同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可	1件につき	(ア) から(エ) までに定める額から9,300円を減じた額	(ア) から(エ) までに定める額から8,600円を減じた額
イ 遊技機の認定			
(ア) 指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けた遊技機	1台につき	2,700円	2,200円
(イ) 検定を受けた型式に属する遊技機((ア)に掲げるものを除く。)	1台につき	2,720円	4,340円
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる遊技機以外の遊技機	1台につき	3,680円～59,700円	12,600円～59,000円
(エ) 同時に複数の遊技機の認定を受けようとする場合の2台目以後の認定	1台につき	(ア) から(ウ) までに定める額から2,700円を減じた額	同一の型式に属する遊技機に限り、(ア) に定める額から2,200円を、(イ) に定める額から4,300円を、(ウ) に定める額から8,000円を減じた額
ウ 遊技機の型式の検定			
(ア) 指定試験機関が行う検定に必要な試験を受けた型式	1件につき	6,300円	3,900円
(イ) 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式((ア)に掲げるものを除く。)	1件につき	18,000円	6,300円
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる型式以外の型式	1件につき	174,000円～1,816,000円	338,000円～1,621,000円
エ 遊技機の認定に必要な試験	1台につき	3,300円～62,300円(2台目以後は、2,300円を減じた額)	19,100円～68,300円(2台目以後は、同一の型式に属する遊技機に限り、14,300円を減じた額)
オ 遊技機の検定に必要な試験	1件につき	168,200円～1,810,200円	345,000円～1,628,000円
カ 遊技機の変更の承認			
(ア) 未認定遊技機がない場合	1件につき	3,400円	2,400円
(イ) 未認定遊技機がある場合	1件につき	3,400円に未認定遊技機1台ごとに20円(特定未認定遊技機は、認定	5,200円(特定未認定遊技機がある場合は、8,000円に当該特定未認

提出理由及び概要

		<p>手数料から2,700円を減じた額)を加算した額</p>	<p>定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)に未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機は、認定手数料8,000円を減じた額)を加算した額</p>
--	--	--------------------------------	---

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から8,600円を減じた額）</p> <p>ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第7条に規定する営業（以下「ぱちんこ屋等」という。）に係るもの（営業所に設置する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がない場合に限る。）</p> <p>(ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき<u>15,000円</u></p> <p>(イ) その他の営業に係るもの 1件につき<u>25,000円</u></p> <p>イ ぱちんこ屋等に係るもの（アに掲げるものを除く。）アに定める額に、<u>1件につき2,800円</u>（風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、<u>5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額</u>）及び営業所に設置する未認定遊技機の台数を40円（特定未認定遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から<u>8,000円を減じた額</u>）<u>に乗じて得た額を加算した額</u></p> <p>ウ ぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもの</p> <p>(ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき<u>14,000円</u></p> <p>(イ) その他の営業に係るもの 1件につき</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から<u>9,300円を減じた額</u>）</p> <p>ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第7条に規定する営業（以下「ぱちんこ屋等」という。）に係るもの（営業所に設置する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合に限る。）</p> <p>(ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき<u>16,000円</u></p> <p>(イ) その他の営業に係るもの 1件につき<u>27,000円</u></p> <p>イ ぱちんこ屋等に係るもの（アに掲げるものを除く。）アに定める額に、<u>風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円</u>（風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から<u>2,700円を減じた額</u>）<u>を加算した額</u></p> <p>ウ ぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもの</p> <p>(ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき<u>15,000円</u></p> <p>(イ) その他の営業に係るもの 1件につき</p>

24,000円

(2) 風営適正化法第4条第3項の規定が適用される営業所に係る風営適正化法第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可 前号に定める額に6,800円を加算した額

(3)～(9) 略

(10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に同一の型式に属する複数の遊技機について認定を受けようとする場合の2台目以後の遊技機の認定については、それぞれ同表の右欄に定める額から、1に掲げる遊技機にあつては2,200円を、2に掲げる遊技機にあつては4,300円を、3に掲げる遊技機にあつては8,000円を減じた額）

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けた遊技機	1台につき2,200円
2 風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機（1に掲げるものを除く。）	1台につき4,340円
3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機 (1) ぱちんこ遊技機 ア 入賞を容易にするための装置であつて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。） が設けられているもの（当該特定装置を連続し	

27,000円

(2) 風営適正化法第4条第3項の規定が適用される営業所に係る風営適正化法第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可 前号に定める額に7,400円を加算した額

(3)～(9) 略

(10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に複数の遊技機について認定を受けようとする場合の2台目以後の認定については、それぞれ同表の右欄に定める額から2,700円を減じた額）

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けた遊技機	1台につき2,700円
2 風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機（1に掲げるものを除く。）	1台につき2,720円
3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機 (1) ぱちんこ遊技機 ア 入賞を容易にするための装置であつて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。） が設けられているもの（当該特定装置を連続し	

て作動させることができるものに限る。)	
(ア) マイクロプロセッサ (電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。)を内蔵するもの	1台につき <u>35,000円</u>
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき <u>16,300円</u>
イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。)	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>29,000円</u>
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき <u>16,300円</u>
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>14,400円</u>
(2) 回胴式遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>59,000円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき <u>23,000円</u>
(3) アレンジボール遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>35,000円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵	1台につき <u>19,000円</u>

て作動させることができるものに限る。)	
(ア) マイクロプロセッサ (電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。)を内蔵するもの	1台につき <u>31,700円</u>
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき <u>8,200円</u>
イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。)	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>24,700円</u>
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき <u>8,200円</u>
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>5,900円</u>
(2) 回胴式遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>59,700円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき <u>14,700円</u>
(3) アレンジボール遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>30,700円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵	1台につき <u>10,800円</u>

しないもの	
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>35,000円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき <u>19,000円</u>
(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>29,000円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき <u>12,600円</u>

(11) 風営適正化法第20条第4項の規定に基づく遊技機の型式の検定 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う検定に必要な試験を受けた型式	1件につき <u>3,900円</u>
2 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(1に掲げるものを除く。)	1件につき <u>6,300円</u>
3 1又は2に掲げる型式以外の型式	
(1) ぱちんこ遊技機	
ア 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
(ア) マイクロプロセッサ	1件につき <u>1,435,000円</u>

しないもの	
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>30,700円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき <u>10,800円</u>
(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>24,700円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき <u>3,680円</u>

(11) 風営適正化法第20条第4項の規定に基づく遊技機の型式の検定 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う検定に必要な試験を受けた型式	1件につき <u>6,300円</u>
2 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(1に掲げるものを除く。)	1件につき <u>18,000円</u>
3 1又は2に掲げる型式以外の型式	
(1) ぱちんこ遊技機	
ア 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
(ア) マイクロプロセッサ	1件につき <u>1,530,000円</u>

を内蔵するもの	
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>438,000円</u>
イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。)	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,128,000円</u>
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>438,000円</u>
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1件につき <u>338,000円</u>
(2) 回胴式遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,621,000円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>479,000円</u>
(3) アレンジボール遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,148,000円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>482,000円</u>
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,147,000円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>481,000円</u>

(12) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊

を内蔵するもの	
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>296,000円</u>
イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。)	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,141,000円</u>
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>296,000円</u>
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1件につき <u>174,000円</u>
(2) 回胴式遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,816,000円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>399,000円</u>
(3) アレンジボール遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,193,000円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>349,000円</u>
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,192,000円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>348,000円</u>

(12) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊

技機の認定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に同一の型式に属する複数の遊技機について試験を受けようとする場合における2台目以後の遊技機の試験については、それぞれ同表の右欄に定める額から14,300円を減じた額）

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機	
(1) 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき43,300円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき23,100円
(2) 特定装置が設けられているもの (（1）に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき36,300円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき23,000円
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1台につき21,000円
2 回胴式遊技機	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき68,300円
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき30,300円
3 アレンジボール遊技機	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき42,300円

技機の認定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に複数の遊技機について試験を受けようとする場合における2台目以後の試験については、それぞれ同表の右欄に定める額から2,300円を減じた額）

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機	
(1) 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき32,300円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき8,100円
(2) 特定装置が設けられているもの (（1）に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき25,300円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき8,100円
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1台につき5,700円
2 回胴式遊技機	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき62,300円
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき15,300円
3 アレンジボール遊技機	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき31,300円

(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき26,300円
4 じゃん球遊技機	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき42,300円
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき26,300円
5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき36,300円
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき19,100円

(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき10,800円
4 じゃん球遊技機	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき31,300円
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき10,800円
5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき25,300円
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき3,300円

(13) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の検定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(13) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の検定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機の型式	
(1) 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,442,000円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき445,000円
(2) 特定装置が設けられているもの (1)に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,135,000円

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機の型式	
(1) 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,524,200円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき290,200円
(2) 特定装置が設けられているもの (1)に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき1,135,200円

イ マイクロプロ セッサーを内蔵 しないもの	1件につき445,000円
(3) (1)又は(2) に掲げるもの以外 のもの	1件につき345,000円
2 回胴式遊技機の型 式	
(1) マイクロプロ セッサーを内蔵す るもの	1件につき1,628,000 円
(2) マイクロプロ セッサーを内蔵し ないもの	1件につき486,000円
3 アレンジボール遊 技機の型式	
(1) マイクロプロ セッサーを内蔵す るもの	1件につき1,155,000 円
(2) マイクロプロ セッサーを内蔵し ないもの	1件につき489,000円
4 じゃん球遊技機の 型式	
(1) マイクロプロ セッサーを内蔵す るもの	1件につき1,154,000 円
(2) マイクロプロ セッサーを内蔵し ないもの	1件につき488,000円

(14) 風営適正化法第20条第10項において準用する風営適正化法第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合 1件につき2,400円

イ 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合 1件につき5,200円(特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機の台数を40円(特定未認定遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から8,000円を減じた額)に乗じて得た額を加算

イ マイクロプロ セッサーを内蔵 しないもの	1件につき290,200円
(3) (1)又は(2) に掲げるもの以外 のもの	1件につき168,200円
2 回胴式遊技機の型 式	
(1) マイクロプロ セッサーを内蔵す るもの	1件につき1,810,200 円
(2) マイクロプロ セッサーを内蔵し ないもの	1件につき393,200円
3 アレンジボール遊 技機の型式	
(1) マイクロプロ セッサーを内蔵す るもの	1件につき1,187,200 円
(2) マイクロプロ セッサーを内蔵し ないもの	1件につき343,200円
4 じゃん球遊技機の 型式	
(1) マイクロプロ セッサーを内蔵す るもの	1件につき1,186,200 円
(2) マイクロプロ セッサーを内蔵し ないもの	1件につき342,200円

(14) 風営適正化法第20条第10項において準用する風営適正化法第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 承認を受けようとする遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合 1件につき3,400円

イ 承認を受けようとする遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合 1件につき3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円(風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から2,700円を減じた額)を加算した額

した額 (15)～(70) 略 2 略	(15)～(70) 略 2 略
---------------------------	--------------------

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。